

---

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋清武君） 日程第8、議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（松崎町税条例等の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（松崎町税条例等の一部を改正する条例）。

詳細は担当課長より説明いたします。

（窓口税務課長 齋藤 聡君 説明）

○議長（土屋清武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 質疑なしの声がありますが、質疑を終結してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（伴議員「議長」と呼ぶ）

○2番（伴 高志君） これは、町の予算が通過してからその後の改正に伴って、承認を求めることについてという案件だと思います。ですから、この松崎町の予算審議が終わってからそのあとに国の予算が通って、それで改正されるということですよ。そこからお願いします。

○窓口税務課長（齋藤 聡君） 冒頭申し上げましたけれど、今回の地方税法の改正につきましては、既に30年の3月31日に国会を通過しております。そのため、我われが今後予算を計上する際には、それぞれ適用区分、施行する年度に応じまして、こちらの方の改正された条例を基に予算を措置していくという状況になります。

○2番（伴 高志君） この中で、一つ確認ですが、前提となっているのが、消費税の引き上げということですね。ここは3月の予算で少し触れた部分ですが、この交付税の関係の中では、消費税の・・・、地方税に還元される部分の計算が変わったという・・・、そこをちょっともしわかれは教えて・・・、それによって消費とそれから人口割という変わり方をした部分で・・・。

○議長（土屋清武君） 伴君、質問がちよっと要領を得ないです。この議案に対する質問を・・・。

○2番（伴 高志君） 関係があればお願いします。

○窓口税務課長（齋藤 聡君） 今回の条例の改正につきましては、消費譲与税の関係は、ちょっと我われの方ではわかりません。今回の改正につきましては、個人町民税、固定資産税それと町たばこ税の関係になります。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 質疑なしの声がありますが、質疑を終結してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（松崎町税条例等の一部を改正する条例）の件を  
挙手により採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（土屋清武君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

---